

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---|
| ○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則 | (税 務 課) | 一 |
| ○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 | (食と暮らしの安全推進課) | 二 |
| ○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | (長寿社会政策課) | 三 |
| ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 三 |
| ○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則 | (建築宅地課) | 三 |
| 訓 令 甲 | | |
| ○職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令 | (人 事 課) | 四 |
| 人事委員会 | | |
| ○人事委員会規則七一一(寒冷地手当)の一部を改正する規則 | | 四 |
| ○人事委員会規則七一二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 | | 五 |
| ○人事委員会規則七二一六(給料の調整額)の一部を改正する規則 | | 五 |
| ○人事委員会規則七二一八(管理職手当)の一部を改正する規則 | | 五 |
| ○人事委員会規則七二二〇(退職手当の支給)の一部を改正する規則 | | 六 |
| ○人事委員会規則七二二一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則 | | 六 |
| ○人事委員会規則七二二三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則 | | 六 |
| ○人事委員会規則七二三九(へき地手当等)の一部を改正する規則 | | 七 |
| ○人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部 | | 七 |

規 則

を改正する規則

○人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則八一七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会の権限(学校職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任の一部を改正する告示

八 八 九 九

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一项及び第十二項中「附則第二十七項」を「附則第二十八項」に改める。

附則第十三項中「附則第二十九項」を「附則第三十項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

14 減免条例附則第二十五項の規定に該当する場合において、減免条例附則第三十一項に規定する事実を証する書面は、県税事務所長が指示する書面とする。

別表様式第六十号の三の項及び様式第六十号の四の項中「附則第二十六項」を「附則第二十七項」に改め、同表様式第六十号の五の項中「附則第三十項」を「附則第三十二項」に改め、同表様式第六十一号の項中「附則第二十八項」を「附則第二十九項」に改め、同表様式第六十一号の二の項中「その二」を「その三」に、「減免条例附則第二十九項」を「減免条例附則第三十項」に改め、同表様式第六十二号の項中「附則第二十八項」を「附則第二十九項」に改める。

様式第六十号の五(その一)及び様式第六十号の五(その二)中「附則第三十項」を「附則第三十二項」に改める。

様式第六十一号の二(その二)の次に次の一様式を加える。

様式第六十一号の二(その二)の次に次の一様式を加える。

様式第61号の2 (その3)

不動産取得税免除申請書

| | | | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 不 動 産 の 概 要 | 所在地 | | |
| | 家屋番号 | 種 類 | |
| 用 途 | 事業の用に 供した年月日 | 構造 | 床 面 積 |
| | | 取得年月日 | |
| 認定復興推進 計画の概要 | 計画の名称 | | |
| | 認定年月日 | | |
| 摘 要 | 上記のとおり、県税減免条例附則第25項の規定によつて、不動産取得税の免除をされるよう 事実を証する書面を添えて申請いたします。 | | |
| | 年 月 日 | | |
| 宮城県 県税事務所長 殿 | | | |
| 申 請 者 | 住 所 | | |
| | 氏名(名称) | | |
| | 個人番号又は 法人番号 | ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | |
| | | 印 | |

様式第百十二号中「附則第25項」を「附則第26項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の項第三号ロ中「イ」を「ロ」に改め、同号中ロをハとし、同号イ中「条例別表第二第一号ト(1)に規定する」を削り、「同号ト(5)」を「条例別表第二第一号ト(5)」に改め、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 条例別表第二第一号ト(1)に規定する食品衛生責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定める営業は、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行う飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業以外の営業とする。

別表第二の項を次のように改める。

第一 業種別基準

一 別表第一第二業種別基準によること。この場合において、同表第二業種別基準第一号へ中「別表第二第一号ヌ(2)ロ」とあるのは、「別表第三第一号へ(8)ハ」と読み替えるものとする。

二 一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行う飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業の施設にあつては、前号に掲げるもののほか、次によること。

イ 食品取扱設備の衛生管理

(イ) 食品保管設備については、直射日光をしゃ断する措置をすること。

(ロ) 冷蔵冷凍設備の温度を定期的に測定すること。

(ハ) 魚体及び包装容器を発泡スチロール製の容器その他の保冷性を有する容器に氷水を入れて保冷する場合は、定期的に水を補充し、当該魚体及び包装容器を完全に氷水中に浸漬させた状態で陳列保管するとともに、氷水の温度を常に確認すること。

ロ 給水容器の衛生管理

給水容器を使用する場合は、内部を定期的に洗浄し、常に清潔に保つこと。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(マンションの除却の必要性に係る認定申請書の添付書類)

第二条 省令第四十九条第一項第三号の特定行政庁が規則で定める書類は、一般財団法人日本建築防災協会（昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）を事務局として設置された既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に耐震判定委員会として登録されている団体が発行する建築物の耐震診断に係る判定書の写しとする。

(マンションの除却の必要性に係る認定申請書の添付書類の省略)

第三条 省令第四十九条第二項の規定により、法第百二条第一項の認定の申請をしようとする者は、省令第四十九条第一項の除却の必要性に係る認定申請書に、同項第二号に掲げる構造計算書を添えて提出することを要しないものとする。

(容積率の特例の許可申請書の添付書類)

第四条 省令第五十二条第一項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- 一 省令第五十条に規定する除却の必要性に係る認定通知書の写し
- 二 理由書
- 三 マンションの付近見取図
- 四 マンションの配置図
- 五 マンションの各階平面図
- 六 マンション及びその敷地の求積図
- 七 マンションの立面図
- 八 マンションの断面図

九 その他知事が必要と認めるもの
2 省令第五十二条第一項の規定により許可申請書に添える図書及び書面は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成四年宮城県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に、「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同条第二項中「続柄」を「続柄等（当該子が法第二条第一項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実。以下同じ。）」に改める。

第二条の二第二項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第八条第一項中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。

様式第一号中「続 柄」を「続 柄 等」に改め、同様式（裏面）中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に、「第二条の二第二号」を「第二条の三第二号」に改める。

様式第一号の二中 「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。
第11条第五号」を「第11条第六号」に改める。

様式第二号中 「育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）」を「
育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。」に改める。

「 育児休業等に係る子と離縁した。」

「 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。」

「 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。」

「 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。」

「 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。」

様式第三号及び様式第四号中「**続 柄**」を「**続 柄 等**」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―一―三十九

人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 「 黒川郡大衡村大衡字平林一三番地 仙台市青葉区上愛子字白沢一四番地 仙台市青葉区作並字北子原六番地 仙台市青葉区新川字北野尻三四番地 仙台市青葉区大倉字墓前一番地 仙台市太白区秋保町長袋字町一五番地 仙台市太白区秋保町馬場字町北二五番地 石巻市前谷地字冲坪一二五番地 | 大衡村立大衡小学校 仙台市立上愛子小学校 仙台市立作並小学校 仙台市立作並小学校新川分校 仙台市立大倉小学校 仙台市立秋保小学校 仙台市立馬場小学校 石巻市立前谷地小学校 | を |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

| | | |
|-------------------------------------|-------------------------|----|
| 「 黒川郡大衡村大衡字平林一三番地 石巻市前谷地字冲坪一二五番地 | 大衡村立大衡小学校 石巻市立前谷地小学校 | に、 |
|-------------------------------------|-------------------------|----|

| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---|
| 「 黒川郡大和町吉岡権現堂二五番地 仙台市太白区秋保町長袋字大原四五番地の五 仙台市青葉区熊ヶ根字石積一番地の二 石巻市桃生町寺崎字植立二〇番地 | 大和町立大和中学校 仙台市立秋保中学校 仙台市立広陵中学校 石巻市立桃生中学校 | を |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---|

| | | |
|--------------------------------------|------------------------|-------|
| 「 黒川郡大和町吉岡権現堂二五番地 石巻市桃生町寺崎字植立二〇番地 | 大和町立大和中学校 石巻市立桃生中学校 | に改める。 |
|--------------------------------------|------------------------|-------|

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―二六十一

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「第十五条第一項第二号ヌ」を「第十五条第一項第二号ル」に改め、同条第十二項中「第十五条第一項第二号ヲ」を「第十五条第一項第二号ワ」に改める。

第二十二條第二項を削る。

第二十四条中「(中等教育学校においては前期課程の学級数が六学級未満の学校)」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十五條を次のように改める。

(犯罪捜査等作業手当)

第二十五條 条例第二十八條第一項第二号の規則で定めるものは、警察本部長が指定した通訳官とする。

附則第五項中「及び新事務棟」を「、新事務棟及び新事務本館」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十六―四十七

人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一特別支援学校(市町村立の特別支援学校を含む。)の項中「(市町村立の特別支援学校を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十八―六十

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中「医療健康局長」を「医療健康局長
国際経済・観光局長」に改め、同表教育

委員会の項中「、市町村立小学校及び市町村立中等教育学校」を「及び市町村立小学校」に、

| | | | |
|------------|-----------|-------------------------------------|----|
| 市町村立特別支援学校 | | 校 長 | 六種 |
| 地 方 機 関 | 学校以外の教育機関 | 主幹(事務室長頭 主任(人事委員会が 定める者に限る。)) | 七種 |
| | | 次長(人事委員会が 定める者に限る。)) | |

を

| | | |
|-----------|-------------------------|----|
| 地 方 機 関 | 次長(人事委員会が 定める者に限る。)) | 七種 |
| 学校以外の教育機関 | 次長(人事委員会が 定める者に限る。)) | |

に改め、同表警察の項中

「組織犯罪対策局長
参事官」を
「組織犯罪対策局長
サイバーセキュリティ
参事官」

に改める。

別表第二ハの表4級の項中「県立特別支援学校、市町村立中等教育学校及び市町村立特別支援学校」を「及び県立特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七—二十六

人事委員会規則七—二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)に基づき、人事委員会規則七—二十(退職手当の支給)の一部を次のように改正する。

第三条中「(仙台市立学校の職員を除く。)」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七—三十一—二十二

人事委員会規則七—三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七—三十一(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

に、「相談指導官」を「相談調査官」

(教育職給料表(一)の適用範囲)

第二条 教育職給料表(一)は、県立の高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員である職員に適用する。

(教育職給料表(二)の適用範囲)

第三条 教育職給料表(二)は、県立の中学校又は市町村立の中学校若しくは小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師である職員に適用する。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七—三十三—六十一

人事委員会規則七—三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七—三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一行政職給料表の項中「中等教育学校」を削り、「相談指導官」を「相談調査官」に改め、

同表公安職給料表の項中「相談調査官」及び「生活安全捜査指導官」を削り、「暴力団対策官」を「暴力団対策指導官」に改め、「暴力団捜査指導官」及び「交通規則企画官」を削り、「交通事故事件捜査統括官」を「交通事故事件捜査指導官」に

「組織犯罪対策局長の職務」を「組織犯罪対策局長の職務」に改める。

- 1 組織犯罪対策局長の職務
- 2 警察本部の参事官の職務

を

- 1 組織犯罪対策局長の職務
- 2 サイバーセキュリティ参事官の職務
- 3 警察本部の参事官の職務

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一公安職給料表の項の改正規定〔暴力団対策官〕を「暴力団対策指導官」に改める部分及び「交通事故事件捜査統括官」を「交通事故事件捜査指導官」に改める部分に限る。は、平成二十九年三月二十四日から施行する。

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十九―三十八

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

附則別表三級の項を次のように改める。

| | | |
|-----|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 三 級 | 白石市立福岡小学校不忘れ分校 石卷市立雄勝小学校 石卷市立寄磯小学校 石卷市立雄勝中学校 | 白石市福岡八宮字不忘れ一〇七番地 石卷市雄勝町大須字大須二五二番地二 石卷市寄磯浜五梅沢二四番地 石卷市雄勝町大須字大須二五二番地二 |
|-----|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|

附則別表二級の項中

| | | |
|----------------------------|---------------------------------|---|
| 石卷市立牡鹿中学校 石卷市牡鹿学校給食センター | 石卷市鮎川浜鬼形山一番地二四 石卷市鮎川浜清崎山一番地一 | を |
|----------------------------|---------------------------------|---|

| | | |
|-----------|----------------|------|
| 石卷市立牡鹿中学校 | 石卷市鮎川浜鬼形山一番地二四 | に改め、 |
|-----------|----------------|------|

同表一級の項中

| | | |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------|---|
| 気仙沼市立大島小学校 気仙沼市立馬籠小学校 南三陸町立名足小学校 | 気仙沼市高井四〇番地二 気仙沼市本吉町小金山一番地一 本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地 | を |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------|---|

気仙沼市立大島小学校
南三陸町立名足小学校

気仙沼市高井四〇番地二
本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地

に改め、

同表準へき地学校の項中

丸森町立大内小学校
仙台市立作並小学校新川分校
仙台市立馬場小学校
大崎市立真山小学校

伊具郡丸森町大内字横手一八番地
仙台市青葉区新川字北野尻三四番地
仙台市太白区秋保町馬場字町北二五番地
大崎市岩出山字上真山日向要害二番地

を

丸森町立大内小学校
大崎市立真山小学校

伊具郡丸森町大内字横手一八番地
大崎市岩出山字上真山日向要害二番地

に改め

別表三級の項を次のように改める。

| | | |
|-----|-----------------------------|-----------------------------------|
| 三 級 | 白石市立福岡小学校不忘れ分校 石卷市立寄磯小学校 | 白石市福岡八宮字不忘れ一〇七番地 石卷市寄磯浜五梅沢二四番地 |
|-----|-----------------------------|-----------------------------------|

別表二級の項中

大崎市立鬼首小学校

大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原一九番地

を

大崎市立鬼首小学校
石卷市立雄勝小学校

大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原一九番地
石卷市雄勝町大浜字小滝浜二番地二

に、

塩竈市立浦戸中学校

塩竈市浦戸野々鳥字馬越八番地

を

塩竈市立浦戸中学校
石卷市立雄勝中学校

塩竈市浦戸野々鳥字馬越八番地
石卷市雄勝町大浜字小滝浜二番地二

に、

石卷市立牡鹿中学校
石卷市牡鹿学校給食センター

石卷市鮎川浜鬼形山一番地二四
石卷市鮎川浜清崎山一番地一

を

石卷市立牡鹿中学校

石卷市鮎川浜鬼形山一番地二四

に改め、

同表一級の項中

石巻市立大川小学校
石巻市立雄勝小学校
石巻市立北上小学校

石巻市釜谷字山根一番地
石巻市雄勝町雄勝字小淵三八番地
石巻市北上町長尾字松崎一番地

を

石巻市立大川小学校
石巻市立北上小学校

石巻市釜谷字山根一番地
石巻市北上町長尾字松崎一番地

に、

気仙沼市立大島小学校
気仙沼市立馬籠小学校
南三陸町立名足小学校

気仙沼市高井四〇番地二
気仙沼市本吉町小金山一番地一
本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地

を

気仙沼市立大島小学校
南三陸町立名足小学校

気仙沼市高井四〇番地二
本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地

に、

石巻市立荻浜中学校
石巻市立雄勝中学校
気仙沼市立大島中学校

石巻市荻浜字田浜山三番地
石巻市雄勝町雄勝字寺四番地三
気仙沼市高井四〇番地

を

石巻市立荻浜中学校
気仙沼市立大島中学校

石巻市荻浜字田浜山三番地
気仙沼市高井四〇番地

に改め、

同表準へき地学校の項中

丸森町立大内小学校
仙台市立作並小学校新川分校
仙台市立馬場小学校
大崎市立真山小学校

伊具郡丸森町大内字横手一八番地
仙台市青葉区新川字北野尻三四番地
仙台市太白区秋保町馬場字町北二五番地
大崎市岩出山字上真山日向要害二番地

を

丸森町立大内小学校
大崎市立真山小学校

伊具郡丸森町大内字横手一八番地
大崎市岩出山字上真山日向要害二番地

に改め

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則別表二級の項の改正規定及び別表

二級の項の改正規定

石巻市立牡鹿中学校
石巻市牡鹿学校給食センター

石巻市鮎川浜鬼形山一番地二四
石巻市鮎川浜清崎山一番地一

を

石巻市立牡鹿中学校

石巻市鮎川浜鬼形山一番地二四

に改め

る部分に限る。は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一五―四十一

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第三十条中「第八条の二から第八条の五まで」を「第八条の三から第八条の六まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三十条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一六―三十九

